

意見内容等について

番号	頁	項目	意見の内容	意見に対する考え方	実施要項(案)の修正
1	P. 2	2(4)ア(イ)	「Webカタログを参照できるが発注行為が行えない、閲覧のみの権限ユーザを73アカウント分設定すること。」を追記した方がよいと考えます。	空白全体で約760のIDを求めています。このIDの権限については細部を要項では記載せず、運用上の調整で実施することとしています。 なお、閲覧のみの権限ユーザも存在しますが、当該ユーザの権限についても、受託事業者のシステムに応じて運用上で調整させていただきます。	なし
2	P. 3	2(4)ア(エ)	「Webカタログでの動作環境は、下記を担保すること。また契約期間中にリリースされる最新バージョンへの対応及びService Packや更新プログラムを適応することにより、Webカタログの運用に支障をきたした場合、受託事業者は原則10営業日以内に対応を完了する態勢を構築すること。」を追記した方がよいと考えます。	空白の求めるサービスの質の確保、個人情報保護及び秘密保全等の観点からサービスバック及び更新プログラムへの対応は実施していただく必要があります。 ただし、対応日数については、その内容により各社異なることが考えらるため記載いたしません。その他は2(4)ア(エ)に記載のとおりです。	なし
3	P. 3	2(4)ウ(ア)	「発注書はWebカタログより出力できること。また、発注後すぐに出力が可能なこと」を追記した方がよいと考えます。	別紙第4付表2-3bにおいて「基地等の発注状況をデータでダウンロードできる提案となっていること。」と記載しております。発注書は当該データを用いて作成できるものと考えています。また、競争性確保の観点から、発注書そのものの出力については記載いたしません。	なし
4	P. 3	2(4)ウ(ア)	「指定された業務時間(8:15～17:00)以外では発注を行えない機能を有すること。但し、発注行為以外の機能は利用可能のこと。また、空白(契約部署)からの要求により上記発注制限機能は解除ができること」を追記した方がよいと考えます。	2(4)ウ(イ)受注態勢において(ア)の規定に対応した態勢であることと記載されており、ご意見の態勢はとれるものと考えております。 (ア)に規定した時間帯以外の発注について対応していただく必要はございません。	なし
5	P. 3	2(4)ウ(ア)	「発注が行えない時間・期間であっても、発注情報の事前登録が可能であること」を追記した方がよいと考えます。	一般的にWebサイトへのアクセスは、24時間可能なものが多く、ご意見の内容は運用上の調整で対応可能と考えております。 仮に、システム上の制限がある場合であっても、入力に際しては、現在、2(4)ウ(ア)で規定している時間が確保されていれば問題ないと考えております。	なし
6	P. 3	2(4)ウ(ア)	「商品の選定にあたっては、単品の商品ごとに任意の数量でショッピングカートに登録する機能、及び複数の商品を商品ごとに任意の数量で一括してショッピングカートに登録する機能を有すること。」を追記した方がよいと考えます。	入力作業の効率化を図る上で貴重なご意見ではありますが、競争性確保の観点から機能の細部については記載いたしません。 なお、受託事業者より、ご意見の内容のようなサービスの質の向上となる提案をいただける場合には、内容を検討の上、導入時に調整させていただきます。	なし
7	P. 3	2(4)ウ(ア)	「商品の選定にあたっては、Webシステムからの選定だけではなく、Microsoft Excel形式等、外部のツールを利用して作成したデータを基に取り込む機能を有すること。また、ツールの提供は受託事業者が行うこと。」を追記した方がよいと考えます。	入力作業の効率化を図る上で貴重なご意見ではありますが、競争性確保の観点から機能の細部については記載いたしません。 なお、受託事業者より、ご意見の内容のようなサービスの質の向上となる提案をいただける場合には、内容を検討の上、導入時に調整させていただきます。	なし
8	P. 3	2(4)ウ(ア)	「発注処理途中のデータは、ログアウト時Webカタログで保持し、次回ログイン時に継続して発注処理が行えること。また、発注処理忘れ防止機能として、ログアウト時に発注処理途中のデータがあった場合、その旨をメッセージ表示すること。」を追記した方がよいと考えます。	これまでの運用において必要性は認められませんでした。が、貴重なご意見として、今後、部隊から要望があれば、各会社に対応可能かなど、競争性の確保を考慮した上で、次年度以降、検討したいと考えます。	なし
9	P. 3	2(4)ウ(ア)	「契約部署権限のIDおよび発注担当官の権限IDでは、画面上で発注上限額、発注累計額、残高を常に確認できる仕組みを講じること。」を追記した方がよいと考えます。	常に画面上で確認できることは効率的な業務を実施する上で貴重なご意見ではありますが、競争性確保の観点から機能の細部については記載いたしません。 なお、受託事業者より、ご意見の内容のようなサービスの質の向上となる提案をいただける場合には、内容を検討の上、導入時に調整させていただきます。	なし
10	P. 3	2(4)ウ(ア)	「発注権限を持たない基地(分屯基地)においても、発注上限額の設定ならびに発注実績を管理可能であること。(ex. 習志野分屯基地等)」を追記した方がよいと考えます。	別紙第4付表2-3aにおいて「基地等が上限額、発注額(品目内訳を含む。)及び検収状況を別紙第2に定める品目リストのカテゴリごとに確認できる提案となっていること。」となっており、「基地等」は2(2)において「別紙第1に示す空自の72の基地及び分屯基地」と定義していることから、ご意見の態勢はとれるものと考えております。	なし

番号	頁	項目	意見の内容	意見に対する考え方	実施要項(案)の修正
11	P. 3	2(4)ウ(ア)	「商品の発注にあたっては、同一月内におけるカテゴリごとの発注回数を空自で指定した回数に制限する機能を有すること。また、空自(契約部署)からの要求により、上記発注制限機能は解除ができること。」を追記した方がよいと考えます。	実施要項上、基地等ごとに原則毎月1回の発注としており、発注回数を任意で指定する機能は必要ないものと考えています。また、競争性確保の観点から機能の細部については記載いたしません。	なし
12	P. 3	2(4)ウ(ア)	「インターネット不通時等に備えて代行入力の状態を構築すること。また各基地等から受託者に代行入力依頼をするためのテンプレートをWebカタログ方式からダウンロードできること。このテンプレートは、紙カタログに記載されるキーを入力するだけで、統制番号・商品名・型番・単価を自動表示し、発注する数量のみ入力するだけで発注総額が自動演算できる様なテンプレートが望ましい。」を追加で記載するべきと考えます。	別紙第4付表2-2cにおいて「インターネット不通時に受注する態勢がとれること。」としており、競争性確保の観点から対応要領の細部については記載いたしません。	なし
13	P. 3	2(4)ウ(ア)	「各基地の都合等により納品日を指定することもある」を追記した方がよいと考えます。	運用上の調整事項であり、記載する必要はないと考えています。	なし
14	P. 4	2(4)ウ(4)	「納品梱包には、各基地の需品担当官が通常の納品物との判断を行うため、「電子購買」と記載し、特に商品が細かく多彩なカテゴリ-1-1においては「梱包商品明細表を同梱すること。」、もしくは「原則同一商品は複数の梱包に分割して送付してはならない」を追加で記載した方がよいと考えます。	受領検査官は、納品書と商品を照合し検査を行うことから、納品書で識別できるよう処置をしております。また、競争性確保の観点からこん包要領の細部については記載いたしません。	なし
15	—	項目外	マニュアル・紙カタログ等の提出方法・提出時期・部数を明確に規定する記載をすべきと考えます(発注開始〇〇日前までに等)。	紙カタログ、マニュアル等の作成については官が求める確保されるべきサービスの質、サポート態勢が得られるのであれば、競争性確保の観点から細部については記載いたしません。	なし
16	P. 5	2(6)ア	代金の請求は、各月毎に請求すべき。	頂きましたご意見のとおり、取引額が高額であることから四半期ごとの請求では受託事業者に負担をかけることになるかと思いますが、空自の1つの部署で72の基地及び分屯基地の支払にかかる全ての業務を行うことから、支払業務を効率的に行うために、四半期ごととしております。	なし
17	P. 6	5(1)	開札から開始までの期間を延長すべき。	開札から事業開始までの期間は、現在約40日間としております(暴力団排除条項に関する調査期間+契約締結後20日)。この日数は、各会社へのヒアリング結果に基づき、空自が発注できない期間を最小限とし、早期に発注が開始できるよう設定させていただいております。頂きましたご意見のとおり、システム改修等が伴う場合には、期間的に余裕がないものと存じますが、開始時期の延長につきましては、発注できない期間が長期化することから考えておりません。	なし
18	P. 11	8(3)ア	契約保証金を納付することは不要とすべき。	契約締結後、1回限りの納品及びその代金の支払で当該契約の履行が完結するわけではなく、年間を通して業務を実施していただく必要があることから、受託事業者から納付していただく契約保証金において、契約上の義務の完全な履行を確保しているものです。受託事業者が契約上の義務を履行しなかった場合には、8(3)サ(イ)に示す違約金に当てられますが、契約の履行が完結した際には、全額返金されるものです。	なし
19	P. 41	付表2-1a	WEBカタログの商品の並び順を、品目リスト順にする必要はない。	発注担当官は複数の部署の要求を取りまとめた上、多数の品目を発注いたします。発注作業の効率性及び誤発注防止の観点から、WEBカタログの商品の並び順を、品目リスト順とさせていただいております。	なし
20	P. 41	付表2-2d	品目リストのカテゴリごとの品目数が1度に発注できなくてもよい。	発注担当官は複数の部署の要求を取りまとめた上、多数の品目を発注いたします(24年度のカテゴリごとの最多発注品目数は286品目)。これら多品目の入力作業及び発注確定前の確認行為をより効率的に実施するため、カテゴリごとの品目数が1度に発注できることとしております。	なし
21	P. 41	付表2-3c	ログインID毎の品目リストのカテゴリ毎に、受注上限額を設定すべき。 ※ログインID毎に、受注上限額を設定すべき。	品目リストのカテゴリごとに予算が異なるため、カテゴリごとの受注上限額設定が必要となります。また、発注単位は基地等であり、基地等で複数のログインIDで発注する場合にも受注上限額の範囲内での発注となることから、ログインIDごとではなく、基地等ごとに受注上限額を設定できることとしております。	なし